

令和 7 年度 第 2 回
和泉市都市計画審議会

参 考 資 料

目 次

資料番号	資料内容	ページ
1	【議案第1号関係】 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について	1
2	【議案第2号関係】 特定生産緑地の指定について	3

資料番号 1

南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について

議第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について

1. 変更理由別調書（区域変更のみ）

1-1. 廃止関連地区（約 1.07 ha）

買取り申出等によって地区の全部もしくは一部を廃止する地区

地区名	廃止する面積	変更後の面積	備考	図面番号
上代町地区6	約 0.08 ha	約 0.28 ha		1
上代町地区14	約 0.25 ha	約 0.14 ha		1
王子町地区7	約 0.04 ha	約 0.04 ha		2
阪本町地区4	約 0.08 ha	約 - ha	地区の廃止	3
池田下町地区5	約 0.06 ha	約 - ha	地区の廃止	3
池田下町地区12	約 0.16 ha	約 0.10 ha		3
和気町地区18	約 0.15 ha	約 0.48 ha		4
今福町地区4	約 0.12 ha	約 0.26 ha		5
唐国町地区10	約 0.13 ha	約 0.06 ha		6
合計（9地区）	約 1.07 ha			

1-2. 追加関連地区（約 0.24 ha）

都市計画決定権者の判断によって追加する地区

地区名	追加する面積	変更後の面積	備考	図面番号
池田下町地区11	約 0.16 ha	約 0.64 ha		3
和気町地区33	約 0.04 ha	約 0.04 ha	地区の追加	4
唐国町地区7	約 0.04 ha	約 0.39 ha		6
合計（3地区）	約 0.24 ha			

【単位：1ha(ヘクタール) = 100a(アール)】

2. 都市計画法第17条に基づく都市計画案の縦覧

都市計画案	決定権者	案の縦覧期間	意見書の提出	備考
生産緑地区の変更	和泉市	令和7年10月21日から 令和7年11月4日まで	なし	

資料番号 2

特定生産緑地の指定について

1. 特定生産緑地制度の概要

○生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村長は告示から30年経過するまでに、生産緑地を特定生産緑地として指定できる。

○特定生産緑地の指定は、告示から30年経過するまでに行わなければならない。

特定生産緑地に指定した場合	特定生産緑地に指定しない場合
<ul style="list-style-type: none">・買取りの申出ができる期日が10年延期される。・従来の税制措置（相続税等の納税猶予の適用、固定資産税等の農地課税）や建築等の行為制限が継続される。・特定生産緑地に指定後10年経過する前であれば、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができる。	<ul style="list-style-type: none">・生産緑地の指定から30年経過後はいつでも買取りの申出が可能。・従来の税制措置が受けられなくなる。・買取りの申出をするまでは、生産緑地として建築等の行為制限は継続される。・生産緑地の指定から30年経過後は特定生産緑地として指定できない。

2. 営農状況等の確認方法

申請書類に添付されている直近の写真
航空写真（令和5年撮影）
全筆調査（3年毎に実施）の記録

等

} 営農や管理が適切にされていることを確認

3. 意向確認の回答状況（令和7年11月1日現在）

対象となる生産緑地※	①特定生産緑地の指定を希望する	②特定生産緑地の指定を希望しない
1地区 (1筆)	1地区 (1筆)	—

※第6次指定の生産緑地（申出基準日は令和8年12月13日）

4. 特定生産緑地の指定状況（令和7年11月1日現在）

①特定生産緑地に指定済	②今回指定を行う生産緑地	③指定見込み合計 (①+②)	④全生産緑地見込み	⑤指定率(筆) (③/④)
301地区 (976筆)	1地区 (1筆)	302地区 (977筆)	346地区 (1147筆)	85.2%

5. 今後の予定

○意向変更（指定から非指定）の相談があった場合

都市計画審議会での意見聴取は行わず、令和8年12月頃開催予定の都市計画審議会で事後報告を予定。

○特定生産緑地の指定に係る告示の時期

本審議会での意見聴取後、速やかに告示を予定。

○第7次指定（申出基準日：令和9年12月15日）について

生産緑地所有者の意向確認を行った上、令和8年12月頃開催予定の都市計画審議会で諮詢を予定。